

専 決 処 分 書

平成26年度豊後大野市一般会計補正予算（第3号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年度豊後大野市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度豊後大野市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,214,828千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年7月14日

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地 方 交 付 税		11,458,558	7,000	11,465,558
	1 地 方 交 付 税	11,458,558	7,000	11,465,558
歳 入 合 計		26,207,828	7,000	26,214,828

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 業 費		1,802,081	7,000	1,809,081
	3 農 地 費	448,347	7,000	455,347
歳 出 合 計		26,207,828	7,000	26,214,828